

福知山市議会議長 吉見 茂久 様

総務防災委員会委員長 片山 正紀

委員会審査報告書

本委員会に付託された議案について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第80条の規定により報告します。

記

1 委員会付託議案

- ・議第106号 福知山市地域防災計画に定める大規模な工場その他の施設の用途及び規模を定める条例の制定について
- ・議第107号 福知山市インターネット上の誹謗中傷や差別等の防止及び被害者支援等に関する条例の制定について
- ・議第108号 福知山市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第109号 福知山市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第110号 福知山市附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第111号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第112号 福知山市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第113号 福知山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第114号 福知山市大江町和紙伝承館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第115号 福知山市鬼の里Uターンプラザ条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第116号 福知山市丹波生活衣館条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第117号 福知山市消防団員等公務災害等補償条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第126号 第4次福知山市男女共同参画計画（後期計画）の策定について
- ・議第127号 福知山市過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- ・議第138号 福知山市斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第139号 福知山市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議第140号 福知山市用品調達基金条例を廃止する条例の制定について
- ・議第143号 財産の無償譲渡について
- ・議第144号 財産の無償譲渡について
- ・議第145号 財産の無償貸付について
- ・議第146号 財産の無償貸付について

2 審査の概要、

3月6日に委員会を開催し、市長直轄組織、市長公室、総務部、市民生活部、消防本部及び会計室から議案について詳細な説明を受け、議案審査を行いましたので、主な概要について報告します。

初めに、議第106号について、「この条例に該当する工場等の施設は、どれくらい申し出があると想定しているのか。申し出がなかった場合どうなるのか。そもそも福知山市地域防災計画に名称及び所在地を定めたらどうなるのか」を問う質疑があり、「申し出は、あくまで努力義務である。工場等の施設の管理者が必要に応じて定めるものと考えており、すべての工場等から提出されるものではないと考えている。また地域防災計画に掲載された場合、浸水防止計画の作成、自衛水防組織の設置、浸水防止訓練の実施などの努力義務を負うこととなり、自主的な取り組みに期待することとなる」との答弁がありました。

次に、議第107号について、「京都府下において先駆けて条例を制定するわけであるが、刑法や民事上の法律で投稿の削除や発信者の情報の開示を求めるような制度も国において創設されている中、そもそもこの条例を市が制定する必要性はあるのか。また、市を間に挟むことにより削除要請することは、権限の過度な行使にならないか」を問う質疑があり、「実際に市内においても差別的な書き込み等も発生している。市が主体となって被害者への相談、支援を行うとともに、悪質な差別的言動についてはプロバイダーへの削除の要請や行為者への説示、助言を行うことで、被害の拡大防止と回復、並びに教育と啓発を図ることによる誹謗中傷等の防止等を目的に条例制定を考えている。本条例により市が削除要請を行うことは強制的なものではなく、要請であり、対象はヘイトスピーチや部落差別などの不当な差別的言動を想定している。投稿された方の表現の自由に留意しつつ、権利侵害が明らかな場合に限定し、節度をもって実施していく」との答弁がありました。

次に、議第108号について、「条例の公布の手段としてホームページにも掲載するわけであるが、今の福知山市公報への搭載か、ホームページの掲載のどちらかということか」を問う質疑があり、「これまで条例の公布の手段が、市の公報への搭載及び見やすいところに掲示するかであったが、新たにホームページへの掲載を追加したところである」との答弁がありました。

次に、議第109号について、「市からの文書等が届かなかったものをホームページに2週間掲示することで見たことにするということか。また、今現在、どれくらいの文書が未達で止まっているのか」を問う質疑があり、「告示の方法により2週間掲示板に掲示することで届いたこととなっているので未達というものはない」との答弁がありました。

次に、議第110号及び議第111号について、「学校運営協議会の総委員数、日額3,000円の報酬の根拠、協議会の開催回数」を問う質疑があり、「委員数は189名で、報酬については、京都府の学校運営協議会が日額3,300円となっていることから、これを参考にしたものである。また開催回数は年間2回から3回である」との答弁がありました。

次に、議第112号について、「条例改正により増額する通勤手当、地域手当、またこれらの増額に対する地方交付税措置」を問う質疑があり、「通勤手当については、一般職員、会計年度任用職員合わせて総額1,800万円の増額を見込んでいる。地域手当は率が4パーセントから7パーセントに上がるとともに基本給も上がっているため、一般職員、会計年度任用職員合わせて1.8億円の増加となる。交付税措置は人件費総額の半分程度と

見込んでいる」との答弁がありました。

次に、議第113号について、「会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償等の見直し、及び地域手当相当額の報酬の改正については、一般職員の通勤手当等の見直しと同一労働、同一賃金の改正か」を問う質疑があり、「制度を同一にするというもので金銭的には職務給の原則があるので同額ではないが、同様の制度を運用するものである」との答弁がありました。

次に、議第114号について、「入館料を無料にし、使用料を徴収するということであるが、主催者側が使用料を支払うことになるのか。また体験をした人から体験料を徴収するのか」を問う質疑があり、「使用料は部屋貸しに係る料金である。収益の柱である体験料は、令和7年度の試行実施では「はがきサイズ」の手漉きを一人500円徴収していたが、次年度は名刺や色紙などサイズを増やしつつ材料費などの経費をふまえ、適正に設定していきたい。多様なニーズに応じた商品ラインアップをそろえ弾力的に運営するため、条例には料金、商品の明示はせず、詳細はホームページ等で発信していきたい」との答弁がありました。

次に、議第115号について、「条例改正により入居可能年齢が45歳以下から60歳以下に変わるが、これまで45歳以下の条件により入居できなかった方はどれくらいおられるのか。入居可能年齢の改正による入居率のアップをどの程度目指しているのか」を問う質疑があり、「条例改正前の年齢による入居制限の対象者は、これまで毎年年間5、6件程度の問い合わせを受けてきたところであり、今回の条例改正により5パーセントから10パーセントの入居率のアップを目指したい」との答弁がありました。

次に、議第116号について、「今回の条例改正は使用時間及び使用料の見直しであるが、市民ギャラリー及び研修室の使用状況と利活用に向けた検討策」を問う質疑があり、「令和6年度決算の利用状況は、ギャラリーが年間6件、研修室が92件の使用となっている。近年利用者が伸び悩んでいる理由として、市民交流プラザふくちやまは、文化協会に加盟団体等の社会教育団体への使用料が全額免除となることが起因していると考えられる。現在、丹波生活衣館は体験を重視して利用促進に努めているところであり、引き続き利用促進に努めてまいりたい」との答弁がありました。

次に、議第117号について、「消防作業等従事者、救急業務協力者又は訓練参加者に係る補償基礎額及び非常勤消防団員等に係る扶養親族の補償基礎額の加算額、並びに非常勤消防団員の損害補償の補償基礎額は全国どこの自治体においても一律か」を問う質疑があり、「補償基礎額については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に基づき、各市町村で定められているもので、基本的にはこの額で統一されている」との答弁がありました。

次に、議第126号について、「前期計画の中で実現できなかった取り組みを踏まえ、後期計画において目標達成を目指し、どのような取り組みに努めるのか」を問う質疑があり、「令和6年度に実施した男女共同参画に係る意識調査の結果、課題があると検証した項目を後期計画の中で解消に向けて取り組むこととしている。具体的には男性の家事、育児の参画の促進や、無意識の思い込みや固定的性別役割分担意識の解消が課題であると分析しているため、様々な講座等を通じた啓発に努めることとしている」との答弁がありました。

次に、議第127号について、「計画に位置付けられている事業は、旧3町地域における事業に限定されているが、旧3町に近接するエリアまで拡大するような議論はなかった

のか」を問う質疑があり、「本市において国の要件に基づき過疎地域の指定を受けてきたのは旧3町のみであるため、過疎地域市町村計画に位置付けている事業も旧3町地域内の事業に限定しているものである」との答弁がありました。

次に、議第139号について、「以前に住宅用の火災警報器が法的に義務化をされ、消防法において遡及化されるということがあったが、感震ブレーカについては遡及義務が生じることはないのか」を問う質疑があり、「改正を行う火災予防条例に普及の促進を位置付けており、市民に義務を課すものでなく理解を得る中で、任意の設置を促すものである」との答弁がありました。

次に、議第140号について、「用品調達基金廃止後の令和8年度も会計室で調達する物品の種類と条例廃止後の基金残額の処理」を問う質疑があり、「基金により調達してきた物品は、コピー用紙、文書保存箱、乾電池、トイレットペーパー、納付書類等の17品目の物品である。また基金残額の1,861万5,000円については基金繰入金として一般会計に繰り入れるものである」との答弁がありました。

次に、議第143号及び議第145号の旧川合保育園の建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について、「建物は5年間の条件付き無償譲渡であるが、譲渡後、5年以上、活用事業を継続しなかった場合、登記簿に設定するような買戻し特約はあるのか。固定資産税の課税はどのようになるのか」を問う質疑があり、「建物は無償譲渡であり買戻し特約は設定しないが、相手方が契約に定める義務に違反した場合は、契約解除し、原状回復の上、市に返還することを契約書に規定している。譲渡する建物については議決いただければ令和8年4月1日付けで所有権が相手方に移転し、令和9年度から固定資産税が課税されることになるが、土地については福知山市に所有権があるため相手方に課税されることはない」との答弁がありました。

次に、議第144号及び議第146号の旧夜久野町構造改善会館の建物の無償譲渡及び土地の無償貸付について、「建物については全く修理せずにそのまま譲渡するのか」を問う質疑があり、「すでに把握している漏水、雨漏り等について最低限の修繕を行った上で引渡しすることとなる」との答弁がありました。

なお、議第138号についての質疑はありませんでした。

反対討論

・議第107号について反対する。インターネット上の問題は深刻な問題であり、被害に苦しむ方もおられるなかで、こうした対応は必要とは考えるが、既に刑法や民事上の行為責任といった対処する法律もあり、加えて情報流通プラットフォーム対処法という法律も制定されており、投稿の削除や発信者情報の開示を求める制度も整備をされているため、本市が先駆けて新たな条例を策定するということには、表現の自由への制約の恐れもあるため反対すべきと考える。

また、かえって市民が委縮して正当な意見を述べることを控えるといったことになる可能性もあると考える。今は教育や相談体制の強化、被害者支援の充実が必要と考えるが、本市には人権に関する施策を強力に推進されておられる人権推進室もあり相談体制は充実していることから、今急いで条例を制定する必要はないと考え、反対の討論とする。

賛成討論

・議第114号及び議第115号について、見直しとなったことを評価する。

議第107号については、市で身近なサービスをつくるということは一定の評価ができる。ただし、揉め事やトラブルが発生する可能性があるため、十分に注意をしていただきたい。

また、議第112号及び議第113号については、公用車の事故や不適正事務がないように仕事に従事していただきたいということを付け加えて、賛成の討論とする。

3 審査結果

- ・議第106号 全員賛成で原案可決
- ・議第107号 賛成多数で原案可決
- ・議第108号 全員賛成で原案可決
- ・議第109号 全員賛成で原案可決
- ・議第110号 全員賛成で原案可決
- ・議第111号 全員賛成で原案可決
- ・議第112号 全員賛成で原案可決
- ・議第113号 全員賛成で原案可決
- ・議第114号 全員賛成で原案可決
- ・議第115号 全員賛成で原案可決
- ・議第116号 全員賛成で原案可決
- ・議第117号 全員賛成で原案可決
- ・議第126号 全員賛成で原案可決
- ・議第127号 全員賛成で原案可決
- ・議第138号 全員賛成で原案可決
- ・議第139号 全員賛成で原案可決
- ・議第140号 全員賛成で原案可決
- ・議第143号 全員賛成で原案可決
- ・議第144号 全員賛成で原案可決
- ・議第145号 全員賛成で原案可決
- ・議第146号 全員賛成で原案可決